

令和5年4月1日

「治験に係る標準業務手順書（令和2年2月1日施行版）」

第21条 読み替えに関して

標題の件、令和5年度の組織変更に伴い、「治験に係る標準業務手順書（令和2年2月1日施行版）」第21条を下記の通り読み替えるものとする。

変更前	<p>第21条 病院長は、治験の実施に関する事務及び支援を行う者を指定し、治験事務局を設けるものとする。なお、治験事務局は治験・受託研究審査委員会事務局を兼ねるものとする。</p> <p>2 治験事務局は、<u>総務部総務課</u>におき、次の者で構成する。</p> <p>(1) 治験事務局長：総務部総務課長</p> <p>(2) 治験事務局員：総務部より数名</p>
変更後	<p>第21条 病院長は、治験の実施に関する事務及び支援を行う者を指定し、治験事務局を設けるものとする。なお、治験事務局は治験・受託研究審査委員会事務局を兼ねるものとする。</p> <p>2 治験事務局は、<u>経営企画部経営企画課</u>におき、次の者で構成する。</p> <p>(1) 治験事務局長：経営企画部経営企画課長</p> <p>(2) 治験事務局員：経営企画部経営企画課より数名</p>

以上

兵庫県立尼崎総合医療センター
病院長 平家 俊男

